

大阪市子ども・子育て支援計画(素案)に寄せられたご意見と本市の考え方(案)

項目	素案掲載ページ	意見概要	意見に対する本市の考え
第1章 計画の策定にあたって	1	<p>【策定の背景について】</p> <p>「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」 「地域の子ども・子育て支援の充実」 それぞれを独立して読んでみて日本語として意味が通じる？ 「質の高い」はどの語にかかるとでしょうか？ そもそも「幼児期の学校教育」とは？ そもそも「幼児期の保育」とは？ 「地域の子ども・子育て支援」は、「地域の子ども支援・地域の子育て支援」という意味？ 更に、「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進むなどの効果がみられた」のであれば、以後の分析も異なるはずで、 国(他人)の用語を使う時はしっかり吟味して使う必要があります。</p>	<p>国の進める施策と方向性を合わせているため、子ども・子育て支援法で定義する用語を使用しております。幼児期に認定こども園、幼稚園、保育所等の施設において、学校教育・保育を行います、量の確保だけでなく、その質の向上をめざしております。また、地域において、子ども及びこどもの保護者に対する支援を充実してまいります。</p> <p>また、ご指摘の引用部分につきまして、次世代育成支援法に基づいた、これまでの10年間の取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進むなどの効果はみられましたが、少子化の流れが止まったとはいえないということから、時限法であった次世代育成支援法の10年間の延長が決まり、取組をさらに充実していくことを説明しております。</p>
第1章 2 現状と課題 2-1 大阪市の現状	6	<p>【少子化問題について】</p> <p>日本では、少子高齢化問題が深刻であり、高齢化ではなく、超々高齢社会という現状であり、高齢者が4分の1を占め、経済が発展する要素が全くなく公的資金ばかりが必要な時代になっています。その原因は、何より団塊世代、団塊ジュニアと、ベビーブームがあったにも拘わらず、団塊ジュニアのジュニアがベビーブームとはならなかったからです。それは、やはり何といってもそれなりの子育て施策がなく、子育てが経済的に苦しく出産を考えられる若い世代の夫婦の存在が極小小さくなってきたからである。子供がいない国に経済の発展はなく、下降していくしかないことは政治家に分らないのでしょうか？ 大阪市にとっても、少子化の問題はとて大きな問題として真剣に考えて欲しいと思います。</p>	<p>少子化の問題は、本市としても大きな問題ととらえ、本計画の中にも重点的に取組む内容を記載しております。ご意見につきましては、今後の本市施策の参考とさせていただきます。</p>
	7	<p>【子育て層の転出について】</p> <p>「とりわけ子育て層と考えられる30～34歳と就学前児童では転出超過が顕著」とあります。これは、都市の魅力の競争の点からも、新聞等によく取り上げられています。大阪市はここに焦点を当てて、活力ある都市の基盤整備を進めてください。</p>	<p>現状から明らかとなった課題を克服し、大阪市の利点を最大限に生かしながら、子育てしたいと思えるまちにしていくために、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してまいります。</p>
第1章 2 現状と課題 2-2 大阪市内における主な課題	33	<p>【仕事と子育ての両立について】</p> <p>26～28ページの「仕事と子育ての調和においては、就学前児童のことしが記載されていません。」 33ページ「仕事と生活の調和においても、就学児童の保護者(とくに就労者)に関する記載や分析がありません。」 働く親の「小1の壁」は大きな問題です。</p>	<p>就学前児童の待機児童対策に重点を置いているため、主に就学前児童の記載となっております。また、就学児童の保護者の状況につきましては、これまでアンケート等でニーズの把握を行い、就労等の子育て支援に関し放課後の施策を総合的に進めているところです。</p> <p>ご指摘をふまえて、今後も、適宜ニーズの把握をしながら事業のあり方を検討していくよう努めてまいります。</p>
第2章 計画の基本的な考え方	37	<p>【重視する視点について】</p> <p>「まず大切なのは子どもの視点です」とわざわざ1項目を立てながらどこにも子ども目線がありません。「まず大切なのは子どもの視点です」という項目を泣かせないようにしなければなりません。このためには、子どもの権利条約における、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を常に想起して計画を立てる必要があります。</p> <p>「学力を向上します」に明らかなように、意味は「向上させます」であり、明確な上から目線。自ら育つ、自ら生きる...、という子ども目線のかけりもありません。このことと「育成」のオンパレードとは密接に関係しています。</p>	<p>ご指摘のとおり、こどもの視点を大切にすべきと考えます。ただ、こどもにとってよりよい環境を整えるのは大人の責任であり、記載する表現としましては大人側からのものとなるのは致し方ないものと考えます。</p> <p>子どもの権利条約に掲げられている、こどもにとって最善の利益が尊重されるよう計画を立てることが、こどもを支援する側の行政の役割と認識しております。</p>

項目	素案掲載ページ	意見概要	意見に対する本市の考え
第2章 計画の基本的な考え方	39	<p>【はぐくみ指標について】 安心して子どもを生み育てられるよう支援する仕組みを充実します。のはぐくみ指標3つのうち2つが「朝食を毎日食べていない」と答える子どもの割合「25～44歳の女性の有業率」というのは、あまりにもビントがずれていませんか？ これらの率や割合が改善されることが「安心して子どもを生み育てられる～」につながると思えません。再検討を。</p>	<p>本計画の基本理念の実現に向け、4つの施策の基本方向ごとにめざすべき目標像を設定し、理念を共有化しながらそれぞれの施策を推進するとともに、その達成状況を数値によりわかりやすく示すものとして、「はぐくみ指標」を設定しております。 朝食摂取をはじめとする健全な生活習慣の確立は、生涯にわたる健康を守る観点から非常に重要であるとして、「朝食を毎日食べていない」と答える子どもの割合を指標の一つとしております。 また、仕事と生活の調和を可能とする社会をめざすことを重視する視点の一つとしていることから、それに関連する指標として「25～44歳の女性の有業率」を採用しております。</p>
第3章 基本施策と個別の取組	46	<p>【受動喫煙について】 子どもたちの健やかな成長、及び子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要です。 家庭での対策や啓発はもちろん重要ですが、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。 子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。 とりわけ、通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠です。受動喫煙防止条例の制定に向けた取り組みや、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの明示の義務づけも必要で有効かと思います。</p>	<p>受動喫煙防止対策は、平成15年5月に施行された健康増進法第25条にもとづき実施しております。同法同条は、施設の管理者に対して受動喫煙(室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされること)を防止するために必要な措置を講ずるよう努力義務を課すものです。 本市としては、受動喫煙防止のためホームページや各区保健福祉センターで実施する健康講座等、様々な機会を通じてたばこの健康への悪影響を発信することで市民一人ひとりの理解を深め、喫煙者に対しては周囲の者が意図せずしてたばこの煙にさらされることから保護されるべきであることの認識を持つよう普及啓発を進めています。 なお、計画の第3章(1)「施策目標2 健康や体力を維持増進する力を育成します」の個別の取組として、「たばこに関する正しい知識の普及啓発」を追記いたします。</p>
	49	<p>【教員の指導力向上について】 支援計画の中で、教員の指導力向上について触れられていませんが、どうされるんでしょうか？</p>	<p>本計画では、こども・子育て支援の基盤となる施策を中心に策定しており、関連する大阪市の他の計画に揚げる施策や事業については基本的に各計画を尊重しております。 教員の指導力向上につきましては、「大阪市教育振興基本計画」の中で、「教職員の資質・能力の向上」の項目において、若手教員の指導力向上への支援や校内研修の充実等の取組を掲げており、教員の指導力向上に努めております。</p>
	53	<p>【プレーパークについて】 地域には安全に遊ぶ場所が少ない。子ども達は多様であり、学校のみを選択肢はあまりにもさびしい。学校という教育環境ではなく、地域の遊び場で地域の人たちと遊びを通して社会性を学ぶ環境を必要としています。 横浜市などではプレーパーク等を実施したい地域住民と、協働で放課後の居場所づくりを行っています。又プレーパークでは幼児から小学生、小学生から参加していたOBとしての中学生など、多様な子ども達の参加が見られています。 地域の子育てという言葉がもてはやされていますが、実践するとすればこのような手法も検討すべきではないかと思えます。 まず実施しやすい環境を整え、今後増えやすい条件整備を希望します。</p>	<p>外遊びは、こどもの健全育成にとって有意義なものであり、プレーパーク(冒険遊び場)は、異年齢の子どもたちと交流し遊ぶことができ、社会性や創造性を養うことに有効であると考えます。 しかしながら、プレーパークの実施には、実施場所の確保、プレーリーダーの育成、利用者の安全面など実施するための課題も多く、地域協力が不可欠な事業となっております。 ご意見の内容については、こどもの放課後などの活動の充実にかかる本市施策の参考とさせていただきます。</p>
54	<p>【放課後活動の充実について】 「児童いきいき放課後事業」と「留守家庭児童対策事業(放課後児童健全育成事業)」の種類の違う事業、利用者にとってニーズの違いに応じた選択ができるのがサービスとしての姿ではないでしょうか？市政の施策としてひとくりにするのではなく、種類を分けて扱うべき事業と考えます。「児童いきいき放課後事業」、「留守家庭児童対策事業(放課後児童健全育成事業)」を別々に扱いそれぞれの良いところ、利用者の利便性を考慮され、両立できる事業計画にしていきたいと思います。 学童保育を無くし、いきいきに統合されると困ります。正社員で働く親の意見を聞いて、子育てをしながら働ける暮らしやすい大阪にしてください。 いきいきだけでなく、学童保育も充実し、共存出来るよう、今の社会にあった子育て環境の充実に注力いただきますよう、ご検討方よろしくお願ひいたします。</p>	<p>本市の放課後児童施策については、「児童いきいき放課後事業」を中心に進めていくこととしており、その上で、なお残る留守家庭児童のニーズに対しては、「留守家庭児童対策事業」を、「児童いきいき放課後事業」の補完的役割として実施するものとしております。 本市放課後施策を総合的に推進していくため、両事業を本包括計画に位置付けております。 今後も、本計画にもとづき各施策目標の達成に向け各事業を推進してまいります。</p>	

項目	素案掲載ページ	意見概要	意見に対する本市の考え
第3章 基本施策 と個別の 取組	54	<p>国は女性の社会進出、子育て支援を促進しようとしており、企業とタイアップした学童の運営なども、市は取り組むべきではないでしょうか。</p>	<p>本市の「留守家庭児童対策事業」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(留守家庭児童)を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助するものであり、企業参入は可能な事業となっております。</p>
		<p>児童いきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業とは何がどのように違うのでしょうか。今後どのようにしていくのが全く曖昧。何となく継続していくことだけが分かるのみ。ところで、大阪市における「放課後児童クラブ」とは何ですか？</p>	<p>本市としては、すべての小学生に安全・安心な遊び場・居場所を提供するため、こどもの放課後や長期休業日における活動を充実する事業として、「児童いきいき放課後事業」を、並びに保護者の仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全な育成を図る事業を補助する事業として「留守家庭児童対策事業」を本包括計画に「放課後などの活動の充実」を構成する2事業として位置付けております。 今後とも各施策目標の達成に向け事業を推進してまいります。</p>
		<p>大阪市が「素案」で掲げた放課後施策の計画は「放課後の居場所事業」と「放課後児童健全育成事業」のふたつであることを市民に分かりやすく示して下さい。</p>	<p>本計画には、本市が実施する事業の概要を記載しております。</p>
		<p>(43)と(44)との内容が逆ではありませんか？ (44)留守家庭児童対策事業は「市内全市立小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない本市に居住するすべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、キャンプ、プール、スキー、運動会、発表会、工場見学など様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童達の健全育成を図っていきます。」のような内容になると思います。</p>	
		<p>(43)「児童いきいき放課後事業」について、現状の“いきいき”では“様々な体験や活動プログラムなどを通じて”とありますが、実際のところそのような活動を見たり聞いたりしたことがありません。今後はそのような活動をしていくという理解でいいのでしょうか？</p>	<p>「児童いきいき放課後事業」については、児童の健全な育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習等を活動内容としております。 事業を運営するに当たっては、児童の名前及び出席状況等を把握したうえで実施しております。</p>
		<p>“児童の個性を活かす”とありますが、“いきいき”の担当の先生方は児童の名前や出席などを把握されていますか？実態を調査した上で施策にしてください。</p>	
	55	<p>【こどものための施設の充実について】 学童期の子どもたちが、放課後や土日などにのびのびと過ごせる場の充実として、城北市民学習センターの跡地に子ども施設などの増設・充実をお願いします。</p>	<p>本市としては、すべての小学生に安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の余裕教室を活用した、こどもの放課後や長期休業日における活動を充実する事業として「児童いきいき放課後事業」を実施し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。 また、青少年センターにおいては、施設の周辺地域のこどもたちが安全で安心できる「居場所」の提供やイベントを実施しております。 加えて本市では、生涯を通じて多様なスポーツ活動に参加し、健康づくりに積極的に取り組める場を提供するため、だれでも身近なところで手軽にスポーツを楽しめる施設として、地域スポーツセンターと1年を通じて水泳を楽しむことのできる屋内プールを1区に1館設置しております。 スポーツセンター及び屋内プールにつきましては、市政改革プランにおいて、見直し対象事業としており、新増設は考えておりません。</p>

項目	素案掲載ページ	意見概要	意見に対する本市の考え
第3章 基本施策 と個別の 取組	58	<p>【インクルーシブ教育システムについて】</p> <p>(66)「インクルーシブ教育システム構築」について</p> <p>障害者権利条約24条(教育)に、inclusive education systemとあるのに注目し、同じ24条にfull inclusionとあることを無視して文科省が作った語が「インクルーシブ教育システム構築」。文科省は、「インクルーシブ」とか「インクルーシブ教育」とかの語は、絶対に使用しません。障害者権利条約全体の中で、教育の条項に1回だけ出てくる、特別な意味を持つfull inclusionに触れることはありません。</p> <p>まず、以上の現実をしっかりと認識した上で、どのように表現するかを検討する必要があります。</p> <p>「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」と「インクルーシブ教育」とは、その本来の質は同じです。</p> <p>「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」と「インクルーシブ教育システム構築」とはその質が全く異なるものです。</p> <p>「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を標榜する大阪市としては、「インクルーシブ教育システム」とか「インクルーシブ教育システム構築」を使わず、「インクルーシブ」とか「インクルーシブ教育」を使うべきです。</p> <p>なお、子ども子育て支援会議委員は、障害者権利条約24条(教育)をしっかりと読み、24条にのみ「full inclusion」の語が出てくることをしっかりと認識していただきたいと思います。</p>	<p>「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日付中央教育審議会初等中等教育分科会)をふまえ、共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとしてのインクルーシブ教育システムを構築し、本市特別支援教育の充実を図りつつ、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進してまいります。</p>
	67	<p>【妊娠期の支援について】</p> <p>子どもを生み育てることに安心と喜びを感じることでできる社会の実現のためにも、ぜひ妊娠期(10か月)の関わりをもっと地域でつくれる仕組みをつくっていただきたいです。虐待の要因は妊娠期からもあり、この10か月の関わりで大きく変わっていきます。</p> <p>地域で子育てを楽しむ為には、妊娠期から地域でつながる必要があります。これらのキーパーソンは助産師です。</p>	<p>身近な地域で、妊婦が相互に交流し、仲間づくりや情報交換ができる機会を提供できるよう、各区で妊婦教室を開催しています。</p> <p>また、妊娠を継続することに不安が強い妊婦や、出産後も育児困難が予想される妊婦に対して、産後の支援も視野にいれながら、安定した妊娠・出産を迎えられるよう訪問により育児支援を行っています。</p> <p>いずれも、専門職である助産師にご従事いただき、今後も助産師と連携しながら事業を進めていきたいと考えています。</p>
	71	<p>【子ども医療費助成について】</p> <p>(87)子ども医療費助成制度について、一部負担金なしの無料化と、所得制限なしの医療費助成制度にしてください。</p>	<p>本市子ども医療費助成制度は、大阪府の補助制度に基づき実施しており、制度創設当初は0歳の通院医療費及び6歳(小学校就学前)までの入院医療費を助成の対象としていましたが、子育て支援の一環として対象者の拡充に取り組んできたところです。</p> <p>平成27年度においては、現在2歳までとしている所得制限の撤廃を、平成27年11月診療分から12歳(小学校修了)まで拡充するとともに、12歳(中学校就学)から15歳(中学校修了)までの所得制限を児童手当の基準と同額まで緩和します。</p> <p>本市といたしましては、国に対し、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、府に対しても補助対象の拡充について要望しています。</p>
	72	<p>【子育て支援の充実について】</p> <p>乳幼児をもつ親とその子どもが、気軽に交流できる場の提供や子育てに関する情報提供など、子育て支援の充実をお願いします。</p> <p>大阪市は、「子ども・子育て支援計画」の素案に子育て不安を軽減し、安心して子育てできる取組を充実するという施策目標を掲げていますが、その対象に外国籍の母親が入っているか疑問です。</p> <p>小さな子どもを持つ親にとっては、育児中に仕事から離れていても社会とつながりを持つことで子育てに対する不安感やストレスを軽減することになるのではないだろうかと考えます。</p> <p>外国人の中でも母親は特に自宅にこもりがちな傾向がありますので、こうした母親が周囲につながりを作ることができるような支援を充実させてください。</p>	<p>本市では、主に乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に交流できる場を提供し、育児相談や情報提供などを行い、子育ての負担をやわらげ、安心して子育てができる支援を行う「地域子育て支援拠点事業」を、保育所や子ども・子育てプラザの他、民家や空き店舗などの身近な場所で実施しており、子ども・子育て支援計画にもとづき施設数の拡充を図ってまいります。</p> <p>本市では、主に乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に交流できる場を提供し、育児相談や情報提供などを行い、子育ての負担をやわらげ、安心して子育てができる支援を行う「地域子育て支援拠点事業」等を実施しております。</p> <p>また、外国人の方のための相談や情報提供としましては、子育ていろいろ相談センターにおける外国語による子育て相談や、外国語版ホームページによる子育て支援の情報提供なども実施しています。</p>
	73	<p>【一時預かりについて】</p> <p>一時預かりの数をもっと増やして、もしもの時に対応できるようにしてください。</p>	<p>一時預かり事業につきましては、計画最終年度の量の見込量の確保に向けて、計画的に整備に努めてまいります。</p>

項目	素案掲載ページ	意見概要	意見に対する本市の考え
第3章 基本施策 と個別の 取組	74	【保育所保育料の負担軽減について】 どんな計画をするにしても保育料の値上げをしないで下さい。 保育料への上乗せ徴収はしないで下さい。	保育所保育料については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市民税の所得割額に応じて設定した額を負担いただくこととしておりますが、大阪市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国が定める保育料徴収基準よりも安く保育料の設定を行います。 民間保育所における特定徴収(上乗せ徴収)については、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」に基づき、教育、保育の質の向上に向けた取り組みに充てることを明示した適切な費目のみ設定が可能となり、その費目については大阪市との協議により承認を得る必要があります。 また事前に保護者に説明し、保護者からの書面での同意を得たうえで徴収することとなります。
	74	【教育費の負担軽減について】 (104)教育費の負担軽減について、教育費の負担は子どもが多い家庭ほど経済的負担が大きいです。経済的困難な者を市民非課税世帯などに限定するのではなく、子ども世帯全体への軽減負担をお願いします。	大阪市奨学費は、能力があるにもかかわらず経済的理由のために高等学校等の修学に困難な者に対し、市民税非課税世帯(生活保護世帯を除く)を対象とし支給しております。 今後とも、教育の機会均等を得させるため、大阪市奨学条例に基づき将来にわたって持続可能な給付制度として取り組んでまいります。
	74	【予算の確保について】 共働き世帯の(時間、経費などの)負担が減るように、子育て支援に関する予算の確保をお願いします。	本計画において、子ども・子育て支援について重点的に取り組む内容を記載しております。各種事業の実施にあたり、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、推進するよう努めてまいります。
	78	【障がいのあるこどもの保育について】 障がい児の発達保障のために、保育士加配のための補助金を出してください。	民間保育所が実施する障がい児保育事業に必要な、担当保育士等の人件費を、大阪市民間保育所等運営補助金交付要綱により、手帳の交付や公的医療機関の診断等を補助要件とし、算定基準に基づいて補助しております。
	80	【公立保育所、幼稚園の休止や民営化について】 公立保育所、幼稚園の休止や民営化はしないでほしいです。	公立保育所・幼稚園については、民間において成立している事業は民間に任せるという「市政改革プラン」の基本的な考えに基づき、民営化を進めることとしております。 公立保育所については、現行の保育を民間法人に引き継ぐことで民営化を進め、民営化により生みだされた財源を活用することで、待機児童対策をはじめとする子育て支援施策の充実・強化を図ります。 また、市立幼稚園については、市内の幼稚園に在籍する園児の8割が私立幼稚園に通園しており、税を公平に使っていくという観点や、民営化により生み出された財源で大阪市全体の幼児教育の充実を図る観点から、民営化を進めております。
	80	【保育所の入所要件について】 産後8週での復帰(そうしないと上の子は退園)は残酷過ぎます。	子ども・子育て支援新制度では、保育を必要とする事由に応じた認定期間が定められており、出産事由については産後8週となっております。ただし、出産に伴い、保護者が産育休を取得される場合は、認定事由が育休となるため、出産した児童が満1歳を迎える年度の年度末まで継続して入所いただくことが可能です。
	80	【保育時間について】 時間を区切って保育するようになるようですが、園の行事などの特別なイベントもその時間で計算されるようになると子どもにいろいろな経験をさせることも難しくなります。園自体がイベントをできなくなるなど支障がでると思います。基本的なイベント、運動会、発表会、遠足、お泊まり保育などに関しては、今まで通り時間で区切らずやってほしいです。	子ども・子育て支援新制度では、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2区分により保育必要性を認定しています。保育標準時間は、保護者の就労にあたって通勤時間や始業時間・就業時間の実態に即した認定を行うものでありますが、これまでと同様、基本となる保育時間は8時間であり、あわせて最大11時間まで保育の必要性を保障するものです。 また、子どもの健全な育ちの観点から、認定区分で保育をわけのではなく、年齢に応じた集団として保育活動を実施することが必要であることから、園での活動や行事等は基本となる保育時間(8時間)以内での設定が多いと考えられます。
	80	【待機児童の算定について】 待機児童の数の算定を、実際に入れない数をデータに挙げて算定して下さい。	実際に入所できない児童数を保留児童数といい、待機児童数の公表にあたっては、保留児童数も合わせて公表しています。
	80	【保育士の配置について】 保育士1人当たりの担当児童数を減らして下さい。(1歳児6:1から5:1へ)	子ども・子育て支援新制度において、平成27年度保育対策関係予算案の中で保育士の定着や確保の観点も含めた「保育の質の改善」として、3歳児の職員配置を20:1から15:1に改善するための加算が国より提示されています。 1歳児の保育士配置基準については、ひきつづきの「保育の質の改善」として、他の都市等とも連携をはかりながら、国の動向を注視してまいりたいと思います。

項目	素案掲載ページ	意見概要	意見に対する本市の考え
第3章 基本施策 と個別の 取組	81	<p>【保育人材の確保について】 保育に関する補助金カットやめて下さい。 待機児解消に必要な保育士確保のため保育士処遇を改善する補助金を出して下さい。</p>	<p>民間保育所に対する補助事業につきましては、児童の処遇の充実を図るため、厳しい財政状況のもとではありますが、所要額の確保に努めているところです。 また、保育士の処遇改善については、平成25年度から民間保育所を対象に、保育所運営費の民間施設給与等改善費の仕組みを基礎に、平均勤続年数に応じた処遇改善のための上乘せ額を交付する「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施しております。 さらに、子ども子育て支援新制度において、保育士の定着や確保の観点も含めた「保育の質の改善」として、3歳児の職員配置を20:1から15:1に改善することや、民間保育所等の職員給与の改善(+3%)などが盛り込まれた、平成27年度保育対策関係予算案が国より提示されており、一定の処遇改善が実施されると認識しています。</p>
	81	<p>【延長保育について】 24時間対応の保育施設の必要性が高まっています。公的な施設での24時間対応保育施設を作ってください。 延長保育料についても補助制度を充実してほしい</p>	<p>保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対するニーズが増加していることに対して、延長保育を実施しております。民間保育所では平成27年1月1日現在、241か所(内、自主事業6か所)で延長保育を実施しております。今後とも保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対するニーズに応えるため、さらに拡充に向け努力してまいりたいと考えます。 延長保育については、従来よりA階層及びB階層の世帯のうち母子世帯等及び在宅障がい児(者)のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみをの地域を除く)から本市へ避難した対象児童について、利用料の免除対象としています。 また、B階層のうち母子世帯等及び在宅障がい児(者)のいる世帯を除くその他の世帯については、利用料の一部を減免対象としています。 これらの減免は、新制度へ移行後も引き続き実施する予定です。</p>
	103	<p>【公園整備について】 公園は今、喫煙所と犬のトイレになっています。ぜひ、子どもをのびのびと遊ばせることのできる空間に定めていただきたいです。公園に競技禁止と大きく書かれているのに学校ではスポーツテストがあります。お金を出して、野球やサッカーを習った子だけが良い成績になるというおかしな現象。大阪の子が体力や運動能力がないのは、幼児期から普通の遊びの中で様々な体の部位を使っていないからだと感じます。次々に撤去されていった(ブランコやアスレチックなど)遊具は、子どもがよく遊んでいたもの、好むものです。 ぜひ、子ども達の好奇心を刺激し自らの体を使って追及していけるような遊具や学校活動が個人でもやっていけるような場を子ども達に作ってやって欲しいです。遊びにいけない、大人のじゃまにならないゲームをして母に怒られている子どもの姿をよく見ます。公園が遊べる環境なら、そこで遊び、帰って机に向かう、動と静の生活リズムもつけやすいものです。学力低下はこれができない環境だからだと私は思っています。</p>	<p>大阪市のような市域のほぼ全域が市街化された都市では、都市公園は、貴重なオープンスペースでもあり、新設公園の整備や既設公園の再整備の際には、いろいろな遊びができる遊具を設置したり、多目的に利用できる広場をつくるなど、スポーツをはじめとして様々な利用に対応できる公園となるよう努めています。 しかしながら、球技ができる多目的広場については、公園の大きさや周囲の住居環境、利用状況などの条件が合わなければ設置できないため、市街化された市域で新たに設置することは少し困難な状況です。遊具についても老朽化した古い複合遊具の更新などを行っていますが、近年は遊具の安全確保に関する規準の改定もあり、身近な公園で大可動系や高難度系遊具を設置することは非常に困難です。</p>
	104	<p>【通学路の交通安全について】 (170)通学路の交通安全対策の推進について、帰宅時の児童が安全に帰れるように、街灯の増設とより明るい街灯に替えてください。</p>	<p>平成15年度から、生活道路において道路照明灯を約30メートル間隔で設置を行ってきており、これによりムラのない安心感のある明るさで増設整備を行っています。また、既設の道路照明灯の球切れ時の補修などにあわせて、幅員8m未満の生活道路においてはLED灯に順次改良しています。</p>
第4章 事業計画	113	<p>【保育施設の確保について】 保育を必要とする全ての子どもが入所できるように、よりよい保育施設を増やしてください。</p>	<p>新たな保育ニーズへの対応につきましては、公立民間双方の保育所が相まって対応することとしており、民間による保育所や認定こども園の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備などにより、計画的に進めてまいりたいと考えております。</p>
	113	<p>【認可保育所について】 安心して預けられる認可保育所を増やしてください。</p>	

項目	素案掲載ページ	意見概要	意見に対する本市の考え
第4章 事業計画	113	【認定こども園について】 認定こども園を推進するにあたっては、認定こども園の問題、課題を検証してから行ってください。	認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、子どもが教育及び保育を一体的に受けられることに加え、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、同一の施設に在籍することが可能であることや、地域の子育て支援も行う施設であり、在宅での子育て家庭への支援の充実につながるなどから、本市としても認定こども園の普及を推進してまいりたいと考えております。
	113	【小規模保育について】 小規模保育事業における安全性の確保が心配である	国の地域型保育事業のコンセプトとして、「地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。」ことが掲げられています。本市としても地域における多様な保育ニーズに対応するため小規模保育などの地域型保育事業を実施します。 地域型保育事業は、国が定める基準を踏まえた本市の認可基準を満たした事業所を認可し、児童福祉法に基づく認可事業所として保育を実施します。 本市が認可した事業所については、認可後も、基準の遵守や適正な事業運営等のため、本市が法で定められた指導監査等を行います。また、指導監査のほか保育従事者への研修や、本市巡回指導者による巡回指導を定期的に行うことなどにより、保育の質の向上と安全・安心の確保をはかります。
	114	【1～2歳児の入所枠について】 1～2歳児で待機児童がでないという区がありますが、大阪市のデータでは150人以上が待機児童とあります。しっかりしたデータを使って現実にあった計画を出して下さい。	新たな保育ニーズへの対応につきましては、公立民間双方の保育所が相まって対応することとしており、民間による保育所や認定こども園の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備などにより、計画的に進めてまいりたいと考えております。
	122	【児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業について】 児童福祉法での根拠がない、児童いきいき放課後事業が放課後児童健全育成事業に含まれる事は間違いです。よって、放課後児童健全育成事業から児童いきいき放課後事業の記載の削除を願います。 ----- 国が提案した「放課後児童健全育成事業」の素案にあたるのは「学童保育」の方であり、大阪市の「放課後児童健全育成事業」の素案から「児童いきいき放課後事業」を削除していただきますようお願いいたします。 ----- 「素案」第4章の「地域子ども・子育て支援事業」の「児童いきいき放課後事業」を含める事は明らかに不適切であるとともに、事業目標に於いては、「上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量」の表こそが「素案」に定めるべき内容です。同時に、本来「地域子ども・子育て支援事業」に含まれない上段の表は「素案」の理解に混乱をきたす為、表示すべきではありません。 ----- 昨年3月のニーズ調査でも明白なように平成31年度の留守家庭児童ニーズ量38,143人となっておりますが、現行実績では、あまりに少ない数値です。対して事業計画下段の学童保育といきいきクラブの平成31年度「量の見込み」は4,706人であり、留守家庭児童のニーズに対応するためには、33,437人の放課後児童健全育成事業の受け皿が求められます。1施設40名を単位とするならば約840施設の放課後児童健全育成事業の施設が必要であり、計画的な学童保育の増設を計画に盛り込んでください。 ----- 大阪市においては38,143人の留守家庭児童のための放課後児童健全育成事業が必要です。4万人近い留守家庭児童の「子ども・子育て支援制度」を推進するためにも、大阪市における計画的な学童保育の増設を、ぜひ、「大阪市子ども・子育て支援計画」に盛り込んでいただけるよう強く要望いたします。	本市におきましては、平成26年4月の「次世代育成支援対策推進法」の延長に伴い、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体のものとして「大阪市子ども・子育て支援計画」を作成し、包括的な視野から総合的な子ども・子育て支援施策を推進することとしております。 これを受け、本市の放課後事業である「児童いきいき放課後事業」と「留守家庭児童対策事業」を各施策目標に位置づけ、両事業の推進について事業計画にて策定しております。 事業名の表記につきましては、誤解を招かない表現に変更いたします。
	125	【病児・病後児保育事業について】 病児病後児保育を充実してください。 素案の量の見込みと確保の内容が現実とかけ離れていると思うので、正しくニーズを把握し、こどもが病気の時でも安心して働けるよう、病児保育事業の推進をお願いします。	病児・病後児保育事業のうち、病気の回復期に至らない児童にも対応できる病児保育施設について、特に市民ニーズが高いことから実施施設数の拡充を図ってまいります。 また、病児保育施設の偏在が課題であることから、平成26年度から訪問型病児保育モデル事業を実施しており、事業の課題や市民ニーズ等を把握し、今後の病児・病後児保育事業の充実につなげてまいります。 なお、ニーズ量が見込みと乖離する場合には、計画期間内であっても、目標値の見直しを行ってまいります。
	その他	—	【パブリック・コメントについて】 大阪市子ども・子育て支援計画(素案)に関するパブリック・コメント募集期間が1ヶ月ありません。他の案件は1ヶ月あります。なぜ、ですか？